

福山平成大学 免許状更新講習受講申込書

記入例

[受講者本人記入欄]

必ずA4用紙を使用し、両面印刷してください。

ふりがな 氏名	へいだい たろう 平大 太郎	申込印	平大	性別 男・女	生年月日 昭和〇年〇月〇日
連絡先	(〒720-0001) 広島 都道府県 福山 市区町村 御幸町上岩成正戸 117-1 (TEL) 084-972-5001 (携帯) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (FAX) 084-972-7771 (Mail) △△△@heisei-u.ac.jp				



受講対象者 の区分 ※①～⑤の中 から該当する 区分に記入し てください。	(勤務校(園)) □□県立□□高等学校 (職名) 指定該当職を〇で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 領頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員					
	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者					
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある者)	(任命・雇用する(見込みのある者)の勤務先)				
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)				
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)				
	⑤その他	(勤務先)	(職名)			

本学から緊急の連絡をする場合、メールで行いますので、必ず記入してください。

○ 所持する免許状についてすべて記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。) ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
小学校教諭一種免許状		昭和・平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
		年 月 日	平成 年 月 日
		年 月 日	平成 年 月 日

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状の「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ記入してください。

(参考)所持する免許状の欄の書き方について「受講者本人記入欄」を参照のうえご記入ください。

修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、 「新免許状の「有効期間の満了の日」欄に記入」	平成〇年〇月〇日
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	平成〇年〇月〇日

○ 受講希望講習について記入してください。※「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

領域	講習の名称	開設日
必修領域講習	□□□□□	平成〇年〇月〇日
選択必修領域講習	□□□□□	平成〇年〇月〇日
選択領域講習	□□□□□	平成〇年〇月〇日

※旧免許状については、文部科学省HPでご確認ください。新免許状については、お持ちの免許状に記載されているものをご確認ください。

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

※〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔証明者記入様式〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな 氏名	へいだい たろう 平大 太郎	生年月日	昭和 ○年 ○月 ○日
------------	-------------------	------	-------------

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

	受講対象者の区分	該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	○
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養員、養護職員（免許状更新講習規則第9条I①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に従事する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条I②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条I③）	
教員採用内定者・ 教員採用内定者に準ずる者	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条I④）	
	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条II①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条II②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条II②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条II③）	

該当している区分に○
を記入してください。

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 30 年 ○ 月 ○○ 日

（機関名・役職名） 口口県立口口高等学校・校長
証明者名

（氏名）

○○ ○○

印

(参考)

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 (一種のみ) 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立教科教諭（普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立活動教諭（普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		平成 年 月 日	平成 年 月 日

○旧免許状と新免許状の見分け方〔受講者本人確認用〕

＜旧免許状＞

平成21年3月31日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

＜新免許状＞

平成21年4月1日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者本人確認用〕

- 改正前（平成28年3月まで、以下同じ）の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後（平成28年4月から、以下同じ）の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます
選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます
選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます
(いずれも、他の領域への振替えはできません)。

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。

※平成30年5月31日までに修了確認を受ける者までは、該当する可能性があります。

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法（※注）
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） (免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条I①)	国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条I②）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条I③）	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条I④）	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準 ずる者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条II①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条II②)	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条II②)	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条II③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）